



# 食の3重丸

カテゴリー別認定審査基準

---

図解版



## 原材料について

原材料は国産に限ります



## 副原材料について

(調味料等)

### 1. 塩について

原産地は問いません

### 2. 砂糖類について

- 砂糖…甜菜（砂糖大根）・さとうきびを使用したものに限る
- 水あめ・麦芽糖…原料の「でんぷんが」**遺伝子組み換え作物**でないもの

### 3. その他の調味料について

例：煮豆や佃煮を申請する場合



すべて国産



製品に使用する調味料の主原料の原産地は問わない  
(ただし、遺伝子組み換え作物不使用)

## 副原材料について

(調味料等)

### 4. 製品に使用する食用油について

例：「揚げ米菓」「野菜チップ」「かりんとう」「ドレッシング」などを申請する場合

原料



すべて国産

製品の加工時に使う食用油



採油原料の産地は問わない  
(ただし、遺伝子組み換え作物不使用)

### 5. 製品に使用する香辛料について

原産地は問いませんが、抽出物は使用不可



素材そのまま  
(原型・粉碎品等)



溶剤抽出・合成したものは使用不可

## 申請する製品の原料に使用できないもの

---

### 1. 遺伝子組み換え原料

- 遺伝子組み換えの原料を使用した製品
- 遺伝子組み換えの加工食品を使用した製品



### 2. 遺伝子組み換え飼料

- 遺伝子組み換え飼料で育てられた鶏の卵を含む製品

### 3. 畜肉、乳製品を含む製品



### 4. たんぱく加水分解物、エキス類を含む製品

### 5. 異性化糖、還元水飴、各種甘味料等使用する副原料（調味料）

### 6. 食品添加物

- 製造工程で使用する加工助剤も含む
- 但し、個別基準に記載があるものは使用可



## 製品に付属するたれ、つゆ、ソース等について

---

製品に付属するたれ、つゆ、ソース等は審査の対象外です

※納豆のたれ、うどんのつゆ、ところてんのたれ等



## 残留農薬検査について

---

製品の残留農薬検出値が食品衛生法の定める基準の**半分以下**であること



## 放射能検査について

---

製品に含まれる放射性セシウムの量が**10Bq/kg以下**であること



※ 主原料がきのこ類の場合、**3Bq/kg以下**



※ 製品がベビーフードの場合は**不検出**であること

## 米を主原料とする製品について

---

(米の割合が多い製品)

カドミウム濃度が食品衛生法の定める**基準値以下**であること

## 個別基準に規定されていない原料について

---

申請製品の原材料に関する共通基準に準じて判断します

## 個別基準

各カテゴリー、品目ごとに審査基準を示しています。

もち



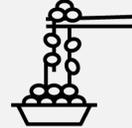
包装米飯



豆腐



納豆



麺類



煮豆類



調味料



穀粉



ジャム類  
はちみつ



飲料



食用油



こんにゃく



農産物漬物



菓子類



乾物



農産物加工品



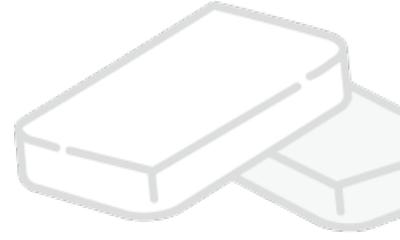
ベビーフード



※ カテゴリー名をクリックすると、該当カテゴリーの個別基準ページへ移動します。

個別基準

もち

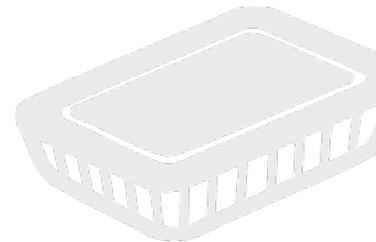


品目	原材料	その他の原材料	食品添加物加工助剤等
もち	すべて国産	打ち粉の産地は問わない (遺伝子組み換え作物でない)	不使用

※ カドミウム濃度は、食品衛生法の定める基準値以下であること

個別基準

包装米飯

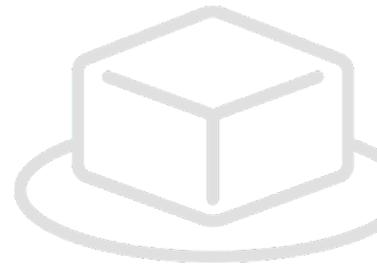


品目	原材料	その他の原材料	食品添加物加工助剤等
無菌化包装米飯 レトルト米飯 (おかゆを含む)	すべて国産 (米・具材)	使用する調味料の 産地は問わない (遺伝子組換え作物でない)	不使用

※ カドミウム濃度は、食品衛生法の定める基準値以下であること

個別基準

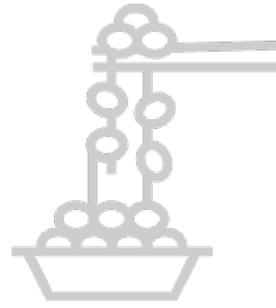
豆腐類



品目	原材料	その他の 原材料	食品添加物加工助剤等
豆腐	国産に限る	—	不使用 凝固剤として、 ・ 塩化カルシウム ・ 塩化マグネシウム ・ 粗製海水塩化マグネシウム （にがり）のみ使用可 ※食品に準ずるもの以外の消包剤は使用不可
油揚げ	国産に限る	使用する食用油の産地は問わない。 （遺伝子組み換え作物不可）	不使用 凝固剤として、 ・ 塩化カルシウム ・ 塩化マグネシウム ・ 粗製海水塩化マグネシウム （にがり）のみ使用可 食用油の酸化防止剤として、 ・ ビタミンEのみ使用可 ※食品に準ずるもの以外の消包剤は使用不可
湯葉	国産に限る	—	不使用 ※食品に準ずるもの以外の消包剤は使用不可
豆乳 （無調整豆乳）	国産に限る	—	不使用 ※食品に準ずるもの以外の消包剤は使用不可

個別基準

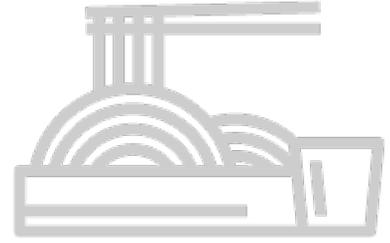
納豆



品目	原材料	その他の原材料	食品添加物 加工助剤等
納豆	国産に限る	納豆菌のみ	不使用
乾燥納豆	国産に限る	納豆菌のみ 油を使用して乾燥する場合、 使用する食用油の産地は問わ ない。 (遺伝子組み換え作物不可)	不使用 ※食用油の酸化防止 剤としてビタミンEの み可
寺納豆 (浜納豆)	国産に限る	すべて国産 ※使用する調味料の産地は問 わない。(遺伝子組み換え作物 不可)	不使用

個別基準

麺類

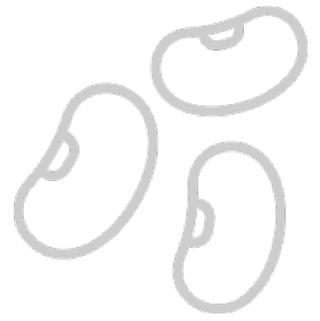


品目	原材料	その他の原材料	食品添加物 加工助剤等
麺	国産に限る (小麦・小麦粉・ 米粉等)	使用する打ち粉(でんぷん 等)や食用油の産地は問わ ない。(遺伝子組み換え作物 不可)	不使用 ※食用油の酸化防止 剤としてビタミンEの み可
和そば	原料のそば粉及び 小麦粉、その他 (山芋、ごま、野菜 等)が国産 そば粉の配合割合 は50%以上	使用する打ち粉(そば粉・小 麦粉)は国産に限る。 でんぷんを使用する場合、 産地は問わない。 (遺伝子組み換え作物不可)	不使用
パスタ	原料の小麦(小麦 グルテンを含む)、 米粉等が国産	使用する打ち粉(でんぷん 等)や食用油の産地は問わ ない。(遺伝子組み換え作物 不可)	不使用 ※食用油の酸化防止 剤としてビタミンEの み可

※ 米粉麺の場合、カドミウム濃度は、食品衛生法の定める基準値以下であること

個別基準

煮豆類



品目	原材料	その他の原材料	食品添加物加工助剤等
煮豆	すべて国産	使用する調味料の産地は問わない（遺伝子組み換え作物でない）	不使用 ※重曹のみ使用可
蒸し豆 茹で豆	国産に限る	使用する調味料の産地は問わない（遺伝子組み換え作物でない）	不使用

個別基準

調味料



品目	原材料	その他の原材料	食品添加物加工助剤等
みそ	国産に限る	—	不使用
しょうゆ	国産に限る （大豆・米・麦類等に限る）	—	不使用 ※ろ過助剤として、珪藻土、二酸化ケイ素、ベントナイト、パーライト、カオリン、タルク、活性炭、粉末および微細繊維状セルロースは使用可

個別基準

調味料



品目	原材料	その他の原材料	食品添加物 加工助剤等
酢	国産に限る ※醸造アルコールは 使用不可	—	不使用 ※ろ過助剤として、 珪藻土、二酸化ケイ 素、ベントナイト、 パーライト、カオリ ン、タルク、活性炭、 粉末および微細繊維 状セルロースは使用 可
ソース	すべて国産	<ul style="list-style-type: none"> <li>香辛料の産地は問わ ない（抽出物は不可）</li> <li>使用する調味料、食用 油の産地は問わない（遺 伝子組み換え作物不可）</li> </ul>	不使用 ※トマトソース等に 使用する食用油の酸 化防止剤としてビタ ミンEのみ使用可
ケチャップ	すべて国産	<ul style="list-style-type: none"> <li>香辛料の産地は問わ ない（抽出物は不可）</li> <li>使用する調味料の産地 は問わない（遺伝子組み換 え作物不可）</li> </ul>	不使用
マヨネーズ	すべて国産 ※使用する酢は本審 査基準の酢に適合す ること ※使用する卵は、遺 伝子組換え飼料を使用 していないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する調味料の産地 は問わない（遺伝子組み換 え作物不可）</li> <li>香辛料の産地は問わ ない（抽出物は不可）</li> </ul>	不使用 ※食用油の酸化防止 剤として、ビタミンE のみ使用可
みりん	国産に限る もち米・米麴及び本 格焼酎（単式蒸留焼 酎）に限る	—	不使用 ※ろ過助剤として、 珪藻土、二酸化ケイ 素、ベントナイト、 パーライト、カオリ ン、タルク、タンニ ン、活性炭、粉末お よび微細繊維状セル ロースは使用可

個別基準

調味料



品目	原材料	その他の原材料	食品添加物 加工助剤等
砂糖	国産のサトウキビ、 甜菜に限る	—	不使用 ※加工助剤として、水酸化カルシウム、石灰、二酸化炭素（炭酸ガス）のみ使用可
塩	日本近海の海水 工程は、天日、釜 炊き、焼成、乾燥 に限る	—	不使用
その他の 発酵調味料	すべて国産	—	不使用 ※ろ過助剤として、珪藻土、二酸化ケイ素、ベントナイト、パーライト、カオリン、タルク、活性炭、粉末および微細繊維状セルロースは使用可
ドレッシング	すべて国産 ※主原料が本基準記載品目の場合は、当該個別基準に適合すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する調味料、食用油の産地は問わない（遺伝子組み換え作物不可）</li> <li>香辛料の産地は問わない（抽出物は不可）</li> </ul>	不使用 ※食用油の酸化防止剤として、ビタミンEのみ使用可
その他の調味料	すべて国産 ※主原料が本基準記載品目の場合は、当該個別基準に適合すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する調味料、食用油の産地は問わない（遺伝子組み換え作物不可）</li> <li>香辛料の産地は問わない（抽出物は不可）</li> </ul>	不使用 ※ろ過助剤として、珪藻土、二酸化ケイ素、ベントナイト、パーライト、カオリン、タルク、タンニン、活性炭、粉末および微細繊維状セルロースは使用可 副原料として使用する使用する食用油の酸化防止剤として、ビタミンEのみ使用可

※ 米が主原料の場合、カドミウム濃度は、食品衛生法の定める基準値以下であること

個別基準

穀粉



品目	原材料	その他の原材料	食品添加物加工助剤等
米粉	原料の米が国産	—	不使用
小麦粉	小麦又は大麦が国産	—	不使用
米、麦以外の穀粉	国産に限る	—	不使用
ミックス粉	国産に限る (米、小麦、大麦、グルテン、穀粉等)	使用する砂糖（麦芽糖を含む）や食用油の産地は問わない。（遺伝子組み換え作物不可）	不使用 ※以下のみ使用可 ・ アルミニウムフリーかつコーンスターチが遺伝子組換えでないベーキングパウダー ・ 食用油の酸化防止剤としてビタミンE

※ 米が主原料の場合、カドミウム濃度は、食品衛生法の定める基準値以下であること

個別基準

ジャム類・はちみつ



品目	原材料	その他の原材料	食品添加物 加工助剤等
野菜・果実等 ジャム類	すべて国産 (砂糖も国産)	異性化糖・還元水飴・各種 甘味料等は使用できません	不使用 ※重曹のみ使用可
はちみつ類及び 農産物の はちみつ漬け	蜜源は国内に限り、 何ものも添加して いないこと。 ※ 対象品目の区分は、 「はちみつ類の表示 に関する公正競争規 約」第2条に定義す るところによる。	—	不使用

※ はちみつは動物性医薬品を検出しないこと

個別基準



飲料

品目	原材料	その他の原材料	食品添加物加工助剤等
果実・野菜 ジュース	搾汁のみに限り、濃縮還元でないこと。 濃縮方法は、真空蒸発・膜濃縮・凍結濃縮等（直接加熱による濃縮は不可）	—	不使用
果実・野菜 清涼飲料水	すべて国産 ※果実・野菜等の搾汁は濃縮還元でない	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する酢・はちみつは個別基準に準ずる</li> <li>使用する砂糖の原産地は問わない（遺伝子組換え作物でない）</li> </ul>	<p>不使用</p> <p>※ろ過助剤として、珪藻土、二酸化ケイ素、ベントナイト、パーライト、カオリン、タルク、活性炭、粉末および微細繊維状セルロースは使用可</p>
その他の飲料	すべて国産	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する調味料の産地は問わない（遺伝子組換え作物でない）</li> <li>香辛料の産地は問わない（抽出物は不可）</li> <li>アルコール度数は1%以下</li> </ul>	<p>不使用</p> <p>※ろ過助剤として、珪藻土、二酸化ケイ素、ベントナイト、パーライト、カオリン、タルク、活性炭、粉末および微細繊維状セルロースは使用可</p>

※厚生労働省が定める、清涼飲料水の規格基準に適合していること

※米が主原料の場合、カドミウム濃度は、食品衛生法の定める基準値以下であること

個別基準

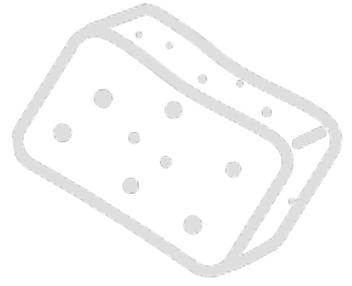
食用油



品目	原材料	搾油方法	食品添加物加工助剤等
食用油	国産に限る ※ 搾油原料は、ごま油、こめ油、なたね油、えごま油、亜麻仁油等の原料植物等	圧搾法 湯洗い精製	不使用 ヘキサン、シリコーン樹脂等は使用不可
オリーブ油	国産に限る	圧搾法	不使用 ヘキサン、シリコーン樹脂等は使用不可
その他の油	すべて国産 ※ 香りの原料（ハーブや香辛料等）も国産。抽出したハーブオイルや香辛料は使用不可	圧搾法	不使用 ヘキサン、シリコーン樹脂等は使用不可

個別基準

こんにゃく



品目	原材料	その他の原材料	食品添加物 加工助剤等
こんにゃく	国産に限る (生芋)	青のり等副原料も国産	不使用 ※凝固剤として、貝殻焼成カルシウム、水酸化カルシウム、石灰、卵殻焼成カルシウムは使用可

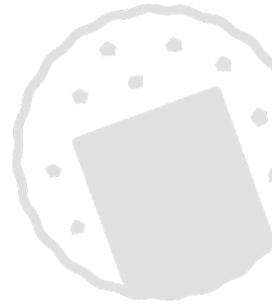
個別基準

農産物漬物



品目	原材料	その他の原材料	食品添加物 加工助剤等
梅干し 梅漬け	国産に限る (漬け原材料となる糠や粕を含む)	使用する調味料の産地は問わない (遺伝子組換え作物でない)	不使用
漬物	すべて国産	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する調味料の産地は問わない (遺伝子組換え作物でない)</li> <li>香辛料の産地は問わない (抽出物は不可)</li> </ul>	不使用

個別基準

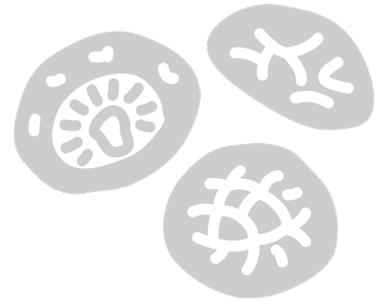


菓子類

品目	原材料	その他の原材料	食品添加物 加工助剤等
米菓	すべて国産	副原料（ごま・豆等）も国産 使用する調味料及び食用油 の産地は問わない（遺伝子 組換え作物でない）	不使用 ※重曹のみ使用可
あめ・打菓子	すべて国産 砂糖の原料原産地は 国内であること	使用する調味料の産地は問 わない（遺伝子組換え作物で ない） 原料のでんぷんが遺伝子組 み換え作物でないことが証 明できる水飴は使用可	不使用 ※重曹のみ使用可
揚げ菓子	すべて国産	副原料（ごま・豆等）も国産 使用する調味料及び食用油 の産地は問わない（遺伝子 組換え作物でない）	不使用 ※重曹、食用油の酸 化防止剤としてビ タミンEのみ使用 可
その他の菓子類	すべて国産	使用する調味料及び食用油 の産地は問わない（遺伝子 組換え作物でない） 卵を使用する場合、採卵鶏 の飼育に遺伝子組換え飼料 を使用していないこと	不使用 ※重曹、食用油の酸 化防止剤としてビ タミンEのみ使用 可

※米が主原料の場合、カドミウム濃度は、食品衛生法の定める基準値以下であること

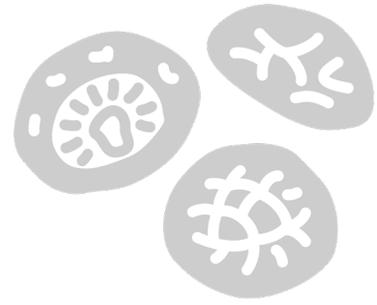
個別基準



乾物

品目	原材料	その他の原材料	食品添加物加工助剤等
干し椎茸	国産に限る 栽培に使用する 原木が国産	—	不使用
干しきのこ	国産に限る 栽培に使用する 原木または菌床の 材料が国産	—	不使用
かんぴょう 切り干し大根	原料が国産で天日 干しされたもの	—	不使用
凍豆腐	国産に限る	—	不使用 凝固剤として、 ・ 塩化カルシウム ・ 塩化マグネシウム ・ 粗製海水塩化マグネシウム（にがり）のみ使用可 食品に準ずるもの以外の消包剤は 使用不可
麩	国産に限る （小麦、小麦グルテ ン、餅粉、山芋等）	油麩に使用す る食用油等の 産地は問わな い。（遺伝子組 換え作物でない）	不使用 油麩に使用する食用油の酸化防止 剤としてビタミンEのみ使用可

個別基準



乾物

品目	原材料	その他の原材料	食品添加物 加工助剤等
はるさめ 葛きり	国産に限る	—	不使用
農産物粉末	国産に限る	—	不使用
その他の乾燥野菜 果実等	国産に限る	砂糖等、調味料、食用 油は不使用	不使用
魚介 海藻類粉末	すべて国産（魚介 類・椎茸等） 海産物の水揚げ地、 養殖地は国内		不使用

※ 干し椎茸、干しきのこ、きのこ類を主原料とした製品  
は、含まれる放射性セシウムの量が3ベクレル/kg以下

個別基準



農産物加工品

品目	原材料	その他の原材料	食品添加物加工助剤等
野菜・山菜等 水煮	国産に限る	—	不使用 ※重曹のみ使用可
冷凍野菜・果物	国産に限る	—	不使用 ※重曹のみ使用可
佃煮	すべて国産	使用する調味料の産地は問わない（遺伝子組み換え作物でない）	不使用 ※重曹のみ使用可
ごま豆腐等	すべて国産	使用する調味料及びでんぷんの原料の産地は問わない。（遺伝子組換え作物でない）	不使用
なめ味噌	主原料として使用する味噌は、本審査基準のみそに適合すること。	使用する調味料の産地は問わない。（遺伝子組換え作物でない） 調味料以外の原料はすべて国産	不使用

※ 干し椎茸、干しきのこ、きのこ類を主原料とした製品は、含まれる放射性セシウムの量が3ベクレル/kg以下

個別基準

農産物加工品



品目	原材料	その他の 原材料	食品添加物 加工助剤等
薬味・調味料	国産に限る	—	不使用
ふりかけ	国産に限る	使用する調味料の産地は問わない。(遺伝子組換え作物でない)	不使用
野菜・果物等 ピューレ ペースト類	国産に限る	—	不使用
野菜・果実等の 搾り汁	国産に限る ※搾汁のみ ※濃縮還元でない	—	不使用

※ 干し椎茸、干しきのこ、きのこ類を主原料とした製品は、  
含まれる放射性セシウムの量が3ベクレル/kg以下

## 個別基準



### ベビーフード

品目	原材料	その他の原材料	食品添加物 加工助剤等
ベビーフード	すべて国産 本審査基準に記載の品目を主原料（製品中最も多く使用の原材料）とする場合は、その品目の個別基準に適合すること。 ジュース等の場合は、本審査基準に適合すること。	使用する調味料の産地は問わない。（遺伝子組換え作物でない） ジュース等の場合は、本審査基準に適合すること。	不使用 重曹、アルミニウムフリーかつコーンスターチが遺伝子組み換えでないベーキングパウダー、食用油の酸化防止剤としてビタミンEのみ使用可

※製品に含まれる放射性セシウムの量が不検出であること

※米が主原料の場合は、製品のカドミウム濃度が食品衛生法の定める基準値以下であること

※ジュースの場合は、厚生労働省が定める清涼飲料水の規格基準に適合していること